

科目名 ＜英語表記＞	ドイツ法 German Law	科目ナンバー		授業形態
		JAFUN7906		講義
担当者	守矢 健一	開講期	単位数	必修・選択
		前期	2	選択必修

1. 科目の主題

ドイツ法は、比較法の一分野である。しかし法はそれが機能する社会との関連でのみ理解され得るのであり、実定法学者がしばしば行うところの純粋な法的言説相互の比較は、実は法学的にも無意味である。

明治期以降現在に至る日本法は、国家主導による西洋法《継受》によって、根柢的に規定されている。そのことが、法に対する素直な取り組みを阻害する。ドイツの法の展開を手掛かりとして、ドイツ実定法の知識を徒に詰め込むのではなく、ドイツ法を、その歴史的背景から解き明かすことを通じて、法と社会の関係について洞察を深め、併せて日本の法理解に対するクールで理論的省察力を高める。

2. 到達目標

本講義を通じて、さまざまな法領域のなかからいくつかの基礎概念を選別し、それを歴史的関連のなかで解説していく。「概念」を「抽象的」だと嘆くのは紋切型である。「具体的」とか「実務に即した」という表現も同様に抽象的である。現実はその自体としては、秩序も輪郭も持たず、言葉、とりわけ概念が現実に形を初めて与える。したがって概念内容の変遷は、歴史の構造的変化を反映する。実務法曹を目指す法科大学院学生が修得すべき重要な能力の一つとして、いくつかの法的基礎概念の深められた理解を獲得することが、本講義の到達目標である。

3. 授業内容・授業計画

全体として、しばしば学生と問いを投げかけようと思う。間違えてもよいので（むしろ大きく間違えるのは一つの重要な才能である）、明快な立論によって、答えてほしい。

(1) 《アジア》の近代とはなにか

「アジア」はヨーロッパとは異なる領域だ、という俗説がある。この俗説の起源はしかし、新しく、20世紀のグローバルな国際政治と関係する。そのことを簡単に示す。

(2) 日本の近代法の諸特質

「アジア」の法の一つとしての日本の近代法について、略説する。ここでも国際政治との関連が強調される。

(3) 民法法 そのⅠ：物権と債権とはなぜ区別されているのか

日本法においてもドイツ法においても、物権と債権とは概念的に区別されている。それではなぜ区別されているのかについて、解説する。

(4) 民法法 そのⅡ：財産法と家族法・相続法とはなぜ区別されているのか。家族法・相続法は、なぜ財産法と区別されているのに民法に含まれているのか

日本法においてもドイツ法においても、財産法と家族法・相続法とは区別されている。なぜ区別されているのかについて解説する。つぎに、日本法においてもドイツ法においても、家族法・相続法は財産法と区別されるのに民法に含まれている。それがなぜなのかについて、考察を加える。

(5) 公法と私法の区別について

公法と私法の区別について、歴史的に説明を加える。

(6) ドイツ法における、いわゆる「体系的思考」とはなにか。

ドイツ法の特徴だとされる「体系的思考」というのがどういうものか、基礎的な解説を行う。

(7) 公法 そのⅠ：法治国家の概念について。

法治国家の概念について、基本的なところを解説する。とりわけ三権分立論に触れておく。

(8) 公法 そのⅡ：法治国家概念と行政法学 —— そのⅠ

法治国家概念を、とくに行政法学に即して、より精密に理解する。2回の講義を利用したい。

(9) 公法 そのⅢ：承前

法治国家概念の行政法学的展開を、前回を受けて概説する。

(10) 社会法の成立と展開 —— その1

現代法の一つの特徴を為すのは、社会法である。その成立と展開を概観する。一回目には、労働法を扱う。

(11) 社会法の成立と展開 —— その2

社会法を扱う2回目は、社会保障法を扱う。

(12) 商法・資本市場法

商法学の伝統的な理解を概観し、併せてグローバル化が著しいなか、不思議に国家法的な側面が完全には消滅しない会社法の基礎を概説する。

(13) 刑法

ドイツの刑法学は日本に大きな影響を与えている。そのドイツ刑法学を、歴史に即して概観しておく。

(14) 司法制度

法は司法によって(も)実現する。そこで、ドイツの司法制度を概観する。併せて、日本と大きく異なる法曹養成制度について学ぶ楽しみもここで提供しておこう。

(15) 期末試験

4. 事前・事後学習の内容

事前学習としては、各回について、該当する日本法について、おさらいをしておくことを強く勧める。そのことによって、ドイツ法の考えに接して、驚くことができるから。驚きに、精神の闊達性が現れるのである。

事後学習としては、ドイツ法の知識を確実に理解したうえで、日本法との比較を試みてみることを強く勧める。

5. 教材

守矢健一＝村上淳一／ハンス・ペーター・マルチュケ『ドイツ法入門 改訂第9版』(近刊)を、参考文献として挙げておく。必要に応じて、条文等を配布する。

6. 評価方法

絶対評価・相対評価

学期末の試験成績を70%、平常点(講義における質問や議論への参加状況)を30%として評価する。

7. 受講生へのコメント